（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十五人を置く。

2　（略）

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　事業転換指導企画官は、栽培養殖課の所掌する事務に係る事業転換に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6～8　（略）

（海業振興室並びに計画官、海業調整官、海業専門官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、海業振興室並びに計画官四人、海業調整官一人、海業専門官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

2　（略）

一　（略）

二　水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の振興に関する事務の総括に関すること。

三　（略）

3～5　（略）

6　海業専門官は、海業の適切な実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

附　則

1～9　（略）

10　第二十五条第一項の国際専門官のうち一人、第三十九条第一項の企画官のうち一人、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち二人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち二人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第二（第百二十四条関係）

名称	位置
（略）	（略）
動物検疫所門司支所長崎空港出張所	（略）

（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

2　（略）

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

5～7　（略）

（海業振興室並びに計画官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、海業振興室並びに計画官四人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

2　（略）

一　（略）

二　水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。第五項において同じ。）の振興に関する事務の総括に関すること。

三　（略）

3～5　（略）

（新設）

6　（略）

附　則

1～9　（略）

10　第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち二人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち二人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第二（第百二十四条関係）

名称	位置
（略）	（略）
動物検疫所門司支所長崎空港出張所	（略）